

土居西こども園（仮称）基本・実施設計業務公募型プロポーザルの実施について

土居西こども園（仮称）基本・実施設計業務に係る受託者の募集及び選定に関し、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 20 日

四国中央市長 大西 賢治



1 業務概要

(1) 業務名

土居西こども園（仮称）基本・実施設計業務

(2) 業務内容

四国中央市公共施設等総合管理計画個別施設計画（子育て支援施設編）に基づき、土居西こども園（仮称）の整備を実施するに当たり、本市の保育・幼児教育を取り巻く課題及び多様化するニーズに的確に対応した設計を行うものである。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 23 日（火）まで。ただし、基本設計については、令和 8 年 10 月 30 日（金）までとする。

(4) 提案上限額

58,520,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格

本提案に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、市内の事業者については、(11)の要件は、適用しない。

- (1) 令和 7・8 年度四国中央市建設工事等入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント）（以下「入札参加資格審査申請書」という。）を提出している者又は令和 8 年 5 月 12 日（火）までに提出する者であり、参加表明書の提出期限までに入札参加有資格者名簿に登載されているものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成 16 年四国中央市告示第 35 号）に基づく入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき、更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の2に規定する一級建築士事務所として登録されている者であること。
- (8) 本業務の管理技術者となる者が一級建築士の資格を有し、設計事務所と参加申込書の受付日から起算して過去1月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (9) 特記仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び市の指示に柔軟に対応できること。
- (10) 次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 四国内に本店を有する者
  - イ 四国内に所在する支店又は営業所を有し、(1)に掲げる入札参加資格審査申請書において入札及び契約手続の委任先として届出済みである者
- (11) 平成22年4月1日以後において、延床面積500㎡を超える幼稚園、保育所又は認定こども園（日本国内でしゅん工し、又は実施設計を完了したものに限る。）の新築又は改築の設計に係る履行した実績を有する者であること。ただし、元請けとして履行した場合に限る。

### 3 手続等

#### (1) 事務局

四国中央市福祉部保育幼稚園課

住 所 〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号

電 話 番 号 0896-28-6022

F A X 番 号 0896-28-6031

E メール hoiku@city.shikokuchuo.ehime.jp

#### (2) 実施要領の配布期間、場所及び方法

公告の日から令和8年5月15日（金）までの期間において、市公式ホームページ（<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>）からダウンロードすること。

#### (3) 参加表明書等の提出

公告の日から令和8年5月15日（金）まで（四国中央市の休日を定める条例（平成16年四国中央市条例第3号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までに上記（1）の事務局に持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の方法により提出すること。

(4) 技術提案書等の提出

第1次審査の結果を通知した日の翌日から令和8年6月12日(金)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時(令和8年6月12日の提出にあつては午前12時)までに上記(1)の事務局に持参、書留郵便又は信書便の方法により提出すること。

4 選定委員会

本業務の受託者の選定に当たっては、四国中央市土居西こども園(仮称)基本・実施設計業務受託者選定委員会において、優先交渉権者を選定するものとする。

5 随意契約に係る見積書の徴取

優先交渉権者との契約交渉において、契約締結に向けて協議を行い、本業務に係る見積書を徴取するものとする。優先交渉権者は、見積書の提出に当たり、詳細な見積内訳書を添付しなければならない。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。
- (2) 質疑応答の窓口は、上記3(1)の事務局とする。
- (3) プロポーザルに要する費用は、全て提案事業者の負担とする。
- (4) その他詳細については、プロポーザル実施要領による。